

幻の日本一のヒバ林

下北半島西岸に佐井村という村があり、その牛滝という部落に約56万坪のヒバ林があります。部落の中心を海岸から内陸部に走る牛滝川の上流の石山沢という支流の西岸に位置します。国道338号線がこの石山沢を介してヒバ林に面していますので、その気になれば誰もが自分の目で確認のできる山です。このヒバ林には江戸時代より前に植樹ないし自然発生したヒバが多数林立し、昭和10年に岩手県の岩泉町森林組合が行った毎木調査によると、当時約5万本のヒバがありました。その大部分が当時ですでに樹齢300年を超えています。天然記念物の類のはずです。

青森ヒバはほとんどが国有林で、戦前戦後に大量に伐採され、現在はごく少量しか残されていないとされ、その保護育成が叫ばれていますが、不思議なことにこの牛滝のヒバ林はほとんど伐採されずに今日に至っています。このことがまずもって不思議なのですが、その理由として挙げられるのが昭和40年代から平成の初めまで続いたその所有権に関する民間と林野庁との争い（裁判）とされていますが、平成の始めに最高裁で決着がついてからも、ほとんど伐採がされておらず、又、調べてみると裁判が始まる前から、すなわち戦前から、ほとんど伐採がされていなかったことが知られます。実は、何と明治維新以来ずっとこの山はアンタッチャブルだったのです。

私は、その原因を調査し、その結果をネットで公開していますが、結論的に述べますと、このヒバ林は明治以来、それを国有林と主張する林野庁と江戸時代に南部藩から

下賜された字牛滝川目130番という地番の私有地であるとする牛滝の名家の坂井氏との言い争いが続いていました。必ずしもどちらか一方の主張が正しいといった争いではなく、登記簿上の面積が少量であったことに起因して、互いに実際の土地の境界の線引きをどこでするかもめていたようなのですが、その決着がつかないまま、代替わりや、以下に述べる昭和30年代終盤での不動産登記の手違い等が生じ、本来話し合いで解決が可能な山林の範囲・境界の問題が、全く性格の違う問題、すなわち、字牛滝川目130番という土地はこのヒバ林なのかそれともそこから2キロ以上離れた堂の上というところにある雑木林かという形で、昭和40年中盤以降その130番の土地の所有権移転登記を得たとする投資家と林野庁が裁判を争ったという経過となります。

結果としては、最高裁判決で、字牛滝川目130番という土地は堂の上に所在するとの判決が最高裁でも維持されたのですが、その高裁判決等を調べ直すと、裁判所が完全に林野庁の罠にはめられていたことが明白であります。私のネット記事はそのことを多くの資料や裁判で無視された背景事情を交えて説明しています。簡単には信じられないことかもしれませんが、その当時、このヒバ林は現地の営林署にとってはどうしても手放すわけにはいかない大切な経営資源であったところです。本当は、坂井家の当主が生存中にどこかで手打ちがされているべき事案だったのですが、県の有力者の働きかけも実を結ばず、そうしているうちに本来ヒバ林を意味する130番の地番

が全く別の土地である堂の上の雑木林の売買に際して誤って移転登記がされてしまい、それを知った営林署が、以後、本質と離れた裁判を進行させ、裁判所を罠にかけたものです。境界争いが、そもそもの場所問題にすり替えられたところです。

以上の説明を理解いただくためにはどうしても、私のネット記事を時間をかけて読んでいただくしかないのですが、裁判所が大間違いをしていることは、林野庁自身が判決確定後もこのヒバ林を「係争中」と称して伐採に踏み切らず、時に、払下げを画策してきたことからもうかがえるところです。また、面白いのは、裁判で130番という地番の土地は堂の上にあるとされながら、佐井村も青森県もこの地番の土地の所在は不明でありその所有権者も不明であるとして、本来はなされるべき林地台帳の作成をいまだに避けていることから知られるところです。結局、この130番という土地が堂の上にあると認めているのは、林野庁と裁判所だけというわけです。法務局

(出張所)も裁判結果に沿った地図の作成はしておらず、依然として130番は石山沢のヒバ林であることを示すと思われる土地台帳付属地図しか存在しません。そして、最も不自然なのがこの圧倒的な日本一のヒバ林が全く林野庁から公にされていないことです。何を恐れているのか、何かが隠されているわけです。そこが問題です。

以上が私のもっとも単純化した説明ですが、第3者的にその一端を補強するものとして朝日新聞の令和5年8月25日の「宙に浮くヒバの山」なる記事を参照ください。

何か変なことが隠されているらしいことはご理解頂けることを期待します。